

まちなかアート Q & A



■ 応募について

Q イベントの対象期間が7月1日から11月30日となっているが、例えば「6月25日から7月25日の写真展」あるいは「11月25日から12月3日の展覧会」などは対象となるのか？

A 対象となります。応募要領に示した期間とイベント期間が重なっており、かつ、日程が連続している事業は対象とします。

Q 申請者は、法人でも構わないのか？

A 法人も対象です。

Q 申請者は、神戸市に所在地がなくてもよいのか？

A 市外の方も申請できます。

Q 申請者と出演アーティストが同一人物でもよいのか？

A 構いませんが、必ず申請者以外の神戸のプロのアーティストも起用してください。
また、申請者はイベント出演の謝礼対象となることはできませんのでご注意ください（申請者が自身自身に謝礼を支払うことができないため）。

Q 物販を行ってもよいのか？

A 申請者や出演アーティストに関連するような物販（CDやアーティストの作品等）であれば、行っても大丈夫です。ただし、事業を実施する会場によっては物販が不可の場合もあるため、事前に確認したうえで必要に応じ会場の許可を取得してください。

Q 「文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野」とはなにか？

A 音楽（ジャンルは問わない）、演劇、舞踊（バレエ、現代舞踊等）、伝統芸能（能楽、文学、歌舞伎雅楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）、生活文化（茶道、華道等）、国民娯楽（囲碁、将棋等）、美術（絵画、彫刻等）、マンガ、映画等になります。

Q 新型コロナの流行以前から毎年恒例で行っているイベントについて、申請を行いたい。可能か？

A 本事業は、アーティストの活躍の場を増やすことを主な目的としているため、既存のイベントについては対象となりません。ただし、既存のイベントの一部として、今年度新たに企画し、行うアートイベントについては対象となります。

Q 昨年度のまちなかアートで採択された事業の第二弾を行いたい。可能か？

A 可能です。令和4年度は、これからまちなかでのアートイベントを定着させることを目指しているため、ぜひ継続的に事業を行ってください。

Q 開催場所は神戸市内でなければならないのか？

A 神戸市内に限ります。

Q 屋内の会場で対象となるのはどのようなところか？

A 大規模商業施設のイベントスペース、公共施設やホテルのロビーなどを想定しています。普段から無料で自由に入出りができ、密にならずにイベントを行うことができる場所であれば対象となります。ただし、ホールやライブハウス、ギャラリー、スタジオなどは対象外です。

Q 補助の対象となる経費のうち会場使用料について、イベント当日以前に練習やリハーサルのために使用した会場の費用は補助対象経費となるのか？

A 対象とはなりません。

Q アーティストがプロかどうかの証明ができる資料とはどのようなものか？

A 有料の公演等のチラシやパンフレットなどが主となります。また、絵画のアーティストなどで、この条件にあてはまらないアーティストを起用する場合は、個展を行い、売上があったことなどがわかる資料をご提出ください
無料のイベントに事業者から謝礼をうけて出演した場合は、謝礼をうけたことがわかる領収書等をご提出ください

Q 出演予定のアーティストが昨年度のまちなかアートに出演したかが不明であるが、どうしたらよいか？

A 神戸市まちなかアート担当（machinaka_art@office.city.kobe.lg.jp）までご連絡いただければお調べいたします。もしくは、出演したことがないアーティストと同様に、プロであることを証明できる資料をご準備いただいても構いません

Q アマチュアのアーティストも出演予定だが、応募を行うことはできるか？

A 神戸市在住のプロのアーティストを起用していれば応募することはできますが、アマチュアのアーティストへの謝礼は補助の対象外となりますのでご注意ください。申請書のアーティスト情報への記入は不要です。

Q 同じアーティストが複数の申請者のイベントに出演しても問題はないか？

A 問題ございません。

Q 申請書に「補助金以外の収入もしくは企業等からの協力内容」を記入する欄があるが、ない場合は応募ができないのか？

A 補助金以外の収入や協力がなくてもご応募いただけます。ただし、応募多数となった場合には、他の収入や協力を得ている事業を優先的に採択いたしますので、ご了承ください。

■選考・採択について

Q 採択は先着順か？

A 先着順ではありません。締め切りまでにご提出いただいた申請書はすべて受理いたします。もし応募者が多数となった場合は、選考を行います。

選考にあたっては、まちなかでのアートイベントを定着させるため、まちなかアート補助金以外の収入や協力を得ている事業及び今後も恒常的にアートイベントの実施に協力していただけるような場所で行われる事業を優先的に採択いたします。

それに加えて、すべての区で文化芸術イベントが行われるように地域バランスなどを考慮して判断します。また、特定のアーティストに出演機会が偏らないよう、過去にまちなかアート事業に出演していない、あるいは出演回数の少ないアーティストが参加している事業を優先的に採択いたします。

Q 補助金以外の収入とはどのようなものを指すのか？

A イベント当日に行う投げ銭や企業や商店街からの協賛金、CD・アーティストの作品等の物販の売り上げを指します。協賛に関しては、場所の利用料金の免除や音響機材の提供等の間接的な協力でもOKです。

例については、HPに公開している申請書見本も参考にしてください

Q 補助金以外の収入が経費を上回った場合、補助金は減額や取消しとなるのか？

A 収入額は補助金の額に一切関与いたしません。多くの収入を得たとしても減額や取消しは行いません。ただし、収入額の報告は必要となります

■延期・中止について

Q 新型コロナウイルス感染症拡大の影響や天候不良によって、採択されたイベントを延期することになったが補助金はでるのか？

A イベント内容に変更がなく、令和5年3月31日までに開催された場合は、補助金をお支払いいたします。日程が変更になった旨を神戸市文化交流課までお知らせください。
なお、イベント内容が変更になった場合は、補助金をお支払いできない場合がありますので、必ず事前に神戸市文化交流課へご相談ください。

Q 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によって、採択されたイベントを中止することになったが、すでにかかった費用について補助金はでるのか？

A やむを得ない事情によりイベントを中止した場合は、すでに支払われた費用や中止に伴い発生する費用について補助金をお支払いいたします。実績報告の際に領収書等の写しをご提出ください。